

第18回臨時委員会会議録

- 教 育 長) 開会宣言
- 教 育 長) 会議成立の宣言
- 教 育 長) 会議録署名委員の指名（河盛委員）
- 教 育 長) ここでお諮りいたします。

第23号議案「芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例及び芦屋市特別職の職員で非常機のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、報告第10号「令和4年度教育委員会関係補正予算について」は、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

- 教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第22号議案、「令和5年度芦屋市教育指針について」を議題とします。

提案説明を求めます。

- 学校教育指導担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

- 教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

- 森 川 委 員) 幾つかございますが、まず1ページ目、芦屋市民憲章のことです。いろいろな市の計画等に、表紙のすぐ後ぐらいに書いているのを拝見しました。芦屋市の大切な憲章だと思うのですが、これを見てどういうふうに理解したらいいのかと思うところがございます。

今回、QRコードを入れていただいて、私もQRコードを見ながら詳しく中を見られるので大変よかったですと思っておりますが、市役所のホームページを拝見すると、市民憲章制定の経緯を結構詳しく書いていただいている、「制定の経緯はこちら」など、下にでもQRコードをつけておいていただけたら制定の経緯までたどって、市民憲章の位置づけ等が、作成の経緯などがよく分かっていいのかなと思いました。

2つ目、21ページ、人権教育のところですか。人権については、非常に重要なことだというのは市役所でも認識いただいていると思いますが、昨年、子ども基本法が制定されて、子どもの権利にかなり注目が集まった経過もあったと思います。

芦屋市の第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針をこのたび拝見させてもらったのですが、そこで主な人権課題の現状と方向性という項目で、子どもの人権も項目を設けて、かなり詳しく書いていただいているところを見ました。

その中に、子どもの権利条約に触れられて、子どもの人権として生きる権利や守られる権利、育つ権利、参加する権利が示されていることが明記されているものを拝見しました。昨年、そういったインパクトのある法律制定があった経緯もあって、ジェンダー問題、LGBTQ、性的マイノリティー、インターネットで人権侵害に加えるかどうかがあると思いますが、子どもの人権もいじめや不登校の問題に関わるような、出てくることだと認識しているのですが、子どもの人権もどこかに一言でもいいので入れていただいてもいいのかなと思ったところです。

30ページに「教師力向上の概念図」と、あと下の「キャリ

アステージに応じた研修「体系図」を書いていただいていると思います。私だけかもしれませんが、下の「キャリアステージに応じた研修「体系図」が、字がかなり読みづらいと感じるところがあります。特にオレンジ色の背景に白の字はなかなか読みづらいところがあって、なかなか難しいと思いますが、調整をいただくことができないのかなと思いました。

教 育 長) それは、すぐに答えられますか。

学校教育指導担当課長) ここは昨年と大きく変わっていませんので、昨年のデータをここに入れることになります。昨年のもを見ましたら白字で、そんなに読みにくいことはないかなと思います。

森 川 委 員) 分かりました。

教 育 長) カラーではないのですね。

学校教育指導担当課長) ここはカラーではないです。中は白黒になります。

森 川 委 員) あと、最後のところ、36ページに「今年度の主な取組」があって、1つ目の丸の「本と人を結びつける図書館事業の充実を図る」の3つ目のポツ「子ども司書養成講座」です。書いていただいている、子ども司書の取組、大変素晴らしいことだなと思っております。

ただ、この間、広報あしやを拝見したら、子ども司書は小学生対象となっており、中学生はできないのかなと、素朴に思いました。今回、頂いた教育指針案の42ページを拝見すると、重点目標5「読書のまちづくりの推進 指標」の基本施策（1）ブックワーム芦屋っ子の育成の指標28の「児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出冊数」は、小学校は基準値、令和元年度に対して現状は結構上がっていて、目標も既

に大幅に達成してるようですが、中学校が基準値に対して、逆に下がっている現状があるので、目標にも到達しないので、中学校でも子ども司書の取組をしていただいたら、少し効果的になったりしないのかと思った次第です。

中学校の子ども司書をするかどうかは、この教育指針の中に書くべきことではないのかもしれませんが、少しは感想として、さらに申し上げさせていただきました。

図書館長) 今回は、子ども司書養成講座は4年生から6年生までを対象に開催しておりまして、中学生を対象に加えることは今まで考えていなかったのですが、御意見をいただいたので、また学校教育課とも相談しながら何か考えてみたいと思っております。

教育長) 6年生はいましたか。

図書館長) 2人いらっしゃいました。

教育長) その子たちが中学生となって、サポートに来てくれると、森川委員がおっしゃるようにつなげていけると思います。少しでも中学生に広げていけたらというのが、お思いではないかなと思うので、知恵を出していただけますか。

図書館長) ありがとうございます。

河盛委員) 目次に関係のあるところだけですが、2ページ、3ページの「はじめに」ですが、前の版だと「はじめに」だけで、新たに「コロナ拡大を乗り越え」と「見つめ直したこと・新たな視点」を足したと思いますが、目次では「はじめに」があって、「コロナ拡大を乗り越え、その先へ」と、この2つが唯一載っています。

ぱっと2ページを見た感じだと、「はじめに」と「コロナ拡

大」と「見つめ直した」が皆、同等みたいな感じになっています。ページの上に、肩で小さい字で書いてあるところがありますね、「R 5 「教育指針」はじめに」。これを見ると、両方とも「「教育指針」はじめに」になっているということは、3 ページは、実は「はじめに」の小項目のような、あるいは中項目のような感じにも読み取れます。

そうすると、むしろ「はじめに」を大きくしておいて、下の「～第3期芦屋市教育振興基本計画の実現をめざして～」と「コロナ拡大を乗り越え」と「見つめ直したこと・新たな視点」が同等、同格という気がします。その辺をうまくやるか、あるいは目次を工夫されるか。

例えば「はじめに」を、「コロナ感染拡大を乗り越え」を右に1行ずらすとか、そうすると小項目のような印象になるので、そうされるのがいいのではないかなというのが1つです。

次、8 ページ、9 ページも、目次だと「教育指針」があって、「「教育のまち芦屋」をめざして」と、次の「第3期芦屋市教育振興基本計画施策体系」と並んでいるのですが、これをぱっと見ると「芦屋の教育指針」と「第3期芦屋市教育振興基本計画施策体系」が同等のような書き方になっています。これも、むしろ「第3期芦屋市教育振興基本計画施策体系」は、「「教育のまち芦屋」をめざして」と同等と考えるのであれば、そのページのアレンジメントを工夫されたほうがいいのではないか。

学校教育指導担当課長) そのように検討をしたいと思います。

河盛委員) また目次ですが、Ⅱ「重点取組内容」と書いてありますが、例えば12 ページ以降を見ると、全部「重点目標」と書いてあ

ります。「重点取組内容」が書かれているところは全くないので、むしろそこは「重点目標」にされたほうが、統一性ができるのではないかと。

今回、左上に載っている小さい字の「教育指針」や「R5」など、ここは皆左上になっていますが、これは昨年のもは皆、両端になっているのですが、これは最終的には両端になるのですか。

学校教育指導担当課長) 印刷会社で対応します。

河盛委員) 目次が置いてある場所ですが、4ページ、5ページに目次が書いてあって、その次、「芦屋で育てる」何とかとなっています。目次の構成からすると、最初の芦屋市民憲章から4つまでは割とつながっていて、その後ちょっと空いて、その後、教育指針などになっているのであれば、目次はその間に持ってきたほうがいいような気もするのですが、どうでしょうか。目次を置く位置ですね。

学校教育指導担当課長) 初めに言っていた2ページ、3ページの「はじめに」と「コロナ感染拡大を乗り越え」ですが、今年は「コロナ感染を乗り越え、その先へ」をこだわってつくり、「はじめに」とこれを並べるつもりでした。

学校教育課長) 「第3期」の表記の仕方と「コロナ感染拡大」と「見詰め直したこと」をまた違う表現の仕方、で、「はじめに」とは違う形の表現の仕方にしたら伝わるとおもいます。

学校教育指導担当課長) では、「はじめに」の中に入れる形でしたいとおもいます。

河盛委員) 目次のところで段下げるとか、そういう感じにされるとよいとおもいます。

学校教育指導担当課長) 分かりました。

極楽地委員) 過去にさかのぼって拝見しながら、フォントだったり表記の表現の方法など、統一性を持っていただいて、さらに読みやすくなっていると感じております。文言の追加などもコメントいただきまして、ありがとうございました。

あと、QRコードを採用いただいて、本当にすぐに調べられるので、読みやすいなと思います。より多くの教育関係者の皆様に御覧いただける機会になるかなと思っておりますので、ありがとうございます。

QRコードですが、ダイジェスト版の掲載対象で、コードが入っていないページもあるかと思いますが、ダイジェスト版には入る御予定でしょうか。ぜひ教育について必要なことは、保護者の方にもサイトを御覧いただいたりしたらいいかなと思いますので、リンクいただける箇所があれば、御検討いただければと思います。

学校教育指導担当課長) 分かりました。

教 育 長) QRコードのリンクも改めて確認をお願いします。

極楽地委員) 再度コードのサイズの統一性を持っていただければ、さらによいかなと思いました。

また、今回、「はじめに」のところを大きく変更いただいたと思いますが、「「相手中心で考える」視点」であったり、「非認知能力」の辺りの文言をしっかりと書いていただいているので、今の芦屋の教育を表現いただいている文言に変更いただいたところが、すごくよいなと感じております。

コロナの感染だったり、今後、「見つめ直したこと・新たな

視点」で、次につながるところもより周知できると思うので、取り組んでいることを御紹介いただいているとより感じましたので、ありがとうございました。

この辺りもダイジェスト版で、保護者の方々や地域の方々にも御覧いただきたいなと思うところでもありますので、もし入れられるようでしたら、ダイジェスト版にも何か入れていただけると、教育関係の方以外にも目に届くと思いますので、御検討いただけたらと思います。

あと、前回の協議会でお話がありました新しい冊子の27ページ、前回の案の16ページで「今年度の主な取組」のタブレット端末などのICTを活用した授業を支える環境を整備の段落を1つ、今回抜かれたのかと思います。恐らく打出教育文化センターの計画についての掲載是非でのご判断だったと思います。

逆に、環境整備は推進いただいているので、大事なことかなと思うので、計画のところはなきにしても、ICTを活用するための機器整備及びセキュリティの確保に努めますという文言は入れていただいてもいいのかなと思いました。

打出教育文化センター所長) ICT環境整備については毎年度更新でやっておりますので、また入れるかどうかは、こちらで検討させていただきます。

極楽地委員) あと、細かいところで54ページ、いじめのチェックリストです。画像が、縦横比が少し変更になってしまっているようで、縦横の比率を合わせていただけると、ちょっと横に伸びた印象が軽減されるかなと思います。今回画像を追加いただいた

と思いますが、画像の確認をお願いできたらと思います。

あと2点、確認とお願いです。37ページ以降の関連指標ですが、認識の確認で、今現状がR3年となっておりまして、これはR4年度で、1年前の数字を掲載でよろしいでしょうか。

学校教育指導担当課長) そういうふうにさせてもらっています。

極楽地委員) では、R7年の目標になるので、R7年の数値が出るのはR9年になる。

教 育 長) R7年度の数値が出るのは、早くてR8年度ですね。

極楽地委員) そこまでは、こういう感じで、2年ずれで掲載されていくのですね。

教 育 長) R4年度の数値は、今の時期にはまだ集計ができないですね。

極楽地委員) 理解いたしました。

最後に1つ、今年度は難しいかもしれないですが、来年度以降をお願いできたらですが、43ページの用語解説で、文言をかなり調べたりして勉強になることがございます。ほかの市の計画や指針などで例はないですが、こちら逆引きで、どこに掲載されているか、そこからさかのぼって見られると、より理解が深まるなと思ひまして。すごく大変だと思いますが、逆引き用語解説みたいなものがあれば、さらに私はうれしいなと思ひました。難しいかもしれませんが、御検討を、いつかいただけたらと思います。

学校教育指導担当課長) また、次年度以降検討します。

極楽地委員) 本当に見やすくなっていますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

上月委員) 14ページの個別最適化につながる教育を推進しますとあります。どこを検討いただきたいか、どういうふうに直したらよいかという意見ではなく、考え方で申し上げるのですが、1人1台のタブレット端末があること、それを活用することが個別最適な学びだけではないと思います。

令和3年度に、この言葉の元になった「令和の日本型教育の方針」が文科省より示されています。その中では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が対で、両方が出てきます。だから、ここの個別最適な学びという理念は、どういうことなのかということは、やっぱり知っておかないといけないと思います。

タブレットで1人が1台ずつ活用することだけが個別最適な学びではなくて、これは今まで芦屋市がずっと大事にしてきた1人1人の子どもの学びとか、あるいはつまずきとか、そういうことに対して先生たちが配慮できるといいますか、支援できるといいますか、指導できる、そういう学びであると思います。

個別最適な学びを言えば言うほど、協働的な学びも大事になってきて、自分の考えを持ったときに、止まってしまうことがあるんです。そこで、友達と交流しながら自分の考えを見直したり、また新たな自分の考えを生み出したりしていくということが大事になります。そこを間違えないようにしないといけないのではないかと思います。

そして、タブレット端末の活用は大分進んできて、学校現場でも使われるようになってきています。課題はタブレット端末1人1台を活用した授業の中で子どもたちが思考しているかどうか非常に問題になってきます。

単に機器で操作しているだけだったら、ずっと前から研修センターなどで言われていました。操作しているだけではなくて操作と考えていることがつながっていることが大事です。思考につながるような学習過程が非常に大事だと言われています。学校現場で、研究し、実践し、検証し、改善していくような場が、本当に必要なのではないかなと思っています。

コロナ禍も、ちょっとずつ見通しが立ってきたということで、先生たちの考え方や指導力が子どもたちに反映されていくことを考えると、外へ研修に行ったり、自分自身が研修を深めたり、授業公開をしたりということが、芦屋の子どもたちの学力向上につながり、先生方の資質向上につながっていくわけなので、ぜひ、そういうことを大事にしていきたいと思います。

コロナ感染症の関係で逆行するようなことも行わなければならなかった事情もありましたが、これからの社会を考えると、ただ、機械的に教えていくだけではない、子ども自身が考える教育、目標をもって解決していく力をつける教育が重要なのです。タブレットを活用したからこそ、思考が深まるという授業、そういうものを非常に求めているところです。

教 育 長) 打出教育文化センターで研修や講座を組むときに、そのような視点を置いたものをサポートしていただいて、中だけでも考えてください。

極 楽 地 委 員) 先ほどの森川先生の中学生の司書のお話に関連して、中学生には、もっと本にふれあってほしいなと思っていました。今、トライやるウィークでは、図書館では行っているのでしょうか。

図 書 館 長) この2年間は来られていないです。

教 育 長) コロナ以前はどうですか。

図 書 館 長) 申し訳ありません。把握しておりません。

学校教育課長) コロナ前は、図書館でも行っていました。

極 楽 地 委 員) 司書と一緒にトライやるウィークなど、中学生がもっと図書館、学校図書館と普通の図書館になじむ機会を増やしていただけるとありがたいなと思いましたが、ぜひよろしく願いいたします。

教 育 長) 司書の講座へ行くと、図書館の下請け作業をさせられるというイメージがあります。ポップを作ったり、読み聞かせをしたり、主体的にその子たちが楽しいということが大切です。前の発表会を見ても、みんな生き生きとして発表していました。場合によっては、大人の司書講座や高齢者による司書講座などもあっていいですね。そういうことを広げていけると、ブックワーム芦屋が充実しますね。

河 盛 委 員) 中学生は、学校図書館自体で司書のようなことをできないものですか。

極 楽 地 委 員) 今、していますね。

河 盛 委 員) しようと思ったら、できそうな気がするのですが。

極 楽 地 委 員) 生徒会で図書委員がありまして、ポップを作ったりはされていて、みんなが関わるようになっていますが、普通の芦屋市内の図書館も、もうちょっと行ってほしいという保護者の思いもありますし。

河 盛 委 員) 場所が遠い場合もありますし。

極 楽 地 委 員) 中学校は、前にもお伝えしましたが、空いている時間が小学校に比べて少なく、お昼休みや放課後の一部だけなので、子

子どもが土日などにゆっくりと本に関われる機会があればいいな
というのが保護者の願いでもあります。

教 育 長) 学校図書室は図書室としてやってほしいし、今回のように
子ども司書はほかの学校の子と交流します。このことはいいこ
とです。館長、次回も大いに期待しています。

森 川 委 員) 細かい話で恐縮ですが、24ページにある「今年度の主な
取組」の「学校防災体制の充実を図る」の下の1行目に、「い
のちを守る防災マニュアル」が出てくるのですが、これは芦屋
市で作られているものですね。

学校教育指導担当課長) はい。

森 川 委 員) これは、ホームページなどで見つけられなかったのですが、
どこかにあるのですか。

学校教育指導担当課長) 冊子がありますが、ホームページにはございません。

上 月 委 員) 読書のまちづくりの推進のところが、生涯学習の次にある
のはすごくよいと思っています。

35ページの四角の中のエ、「学校園との連携による図書館
利用の促進に努めます」ということで、子ども司書もそうでし
ょうが、芦屋市立図書館も、学校図書館も一緒に参加して、研
修することも1つの大事なことだと思うのですが、そのような
研修計画はありますか。

打出教育文化センター所長) 令和4年度の研修会で、市立図書館を会場としまして研修
を行ったところですが。各学校から多くの先生方が参加してく
ださり、このような施設があるのだったら、もっと利用した
いという声がありました。図書館からも、学校から要望があ
れば本をそろえて、今は体制が整わないので図書館から車で

運ぶことはできないですが、取りに来てもらったら、幾らでも貸し出しますとおっしゃっていただいておりますので、そういうものがじわじわと広がっていけばというところで、令和4年度の研修会で組んだところです。

これを、また定期的を開催するところで、少しずつそういう考え方が広まっていけばと考えているところです。

上月委員) 令和5年度の研修には、それはありますか。

打出教育文化センター所長) 図書館教育については別の研修を考えておりますので、来年度は図書館と連携したところでは考えてはおりませんが、会場として使わせてもらえるのであれば、図書館を知ってもらう機会にはできるかなと、今、御意見を聞いて考えたところです。

極楽地委員) ダイジェスト版ですが、昨年、ちょっとフォントが違ったので、今年度はフォントを全て統一、同じようにユニバーサルフォントにしていただけると、保護者の方も見やすいかと思えますので、よろしくお願いいたします。

教育長) 言いそびれたりしたところがありましたら、担当にお知らせください。直させていただきます。内容に関する事で伝えたいことがありましたら、お願いします。

上月委員) 先ほどの田淵所長の図書館の研修についてのお願いです。会場を借りるとか、そういう交流も必要ですが、どちらもがオール芦屋の子どもたちですし、あるいは子どもたちの読書の力を育てることを考えたら、市立図書館の司書も学校図書館の司書教諭や司書補助も、先生方や図書館職員の皆さんも参加できるような研修を考えていくことも大事なのかなと思っておりま

す。またよろしく申し上げます。

打出教育文化センター所長)

分かりました。

図書館長)

学校図書館の司書さんと図書館の司書が毎年1年に1回ですが、集まって研修会を毎年行っております。田淵所長がおっしゃったのは、新規メニューとして、学校の先生方にお集まりいただき、図書館の本をどのように活用して授業を行ってくださったかを学校の先生たちに披露していただいたり、図書館からは団体貸出しがあるとか、電子図書館がありますよという研修を昨年、開催させていただいております。

教育長)

連携を深めていくことをいっそう考えてほしいと思います。

打出教育文化センター所長)

はい。

教育長)

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第22号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長)

ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教育長)

続いて、第23号議案「芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例及び芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議

題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) (議案資料に基づき概略説明)

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) 9 ページで、「聴き取り資料、報告書作成」は15分当たり2,500円で、15分未満は切捨てと書いてありますが、
どういうふうにするか難しいところであると思います。例えば、1分当たりにしたりすることはできないでしょうか。

学校教育課長) 法定労働時間が8時間であることを前提としまして、近隣市では、この形を採用しておりましたので、協議の上、決定したという形でございます。

森 川 委 員) 15分未満切捨てだと、14分だった場合、15分に到達しないから全部切捨てという話になってしまうと、ちょっとしんどい負担感を感じられることが、もしかしたらあるかもしれないなと思ったりもしないでもないですが。

教 育 長) 聞き取りに行って10分ぐらいで終わるとします。それに、帰ってきて資料を作成します。セットで作業は付随するものではないですか。

森 川 委 員) それはそのとおりですね。

教 育 長) 15分しないとお金もらえないから、聞き取りで15分は粘るという考えは全くないと思います。「聴き取り資料、報告書作成」がセットで入っていますので。

森 川 委 員) はい、分かりました。

教 育 長) 15分未満の端数が生じる場合は切捨てというと、46分だったら45分分払うのですね。

学校教育課長) そうです。

教 育 長) 必要なものはお支払いをするということです。

森 川 委 員) 今、弁護士保険がありまして、タイムチャージ制で事件をお受けすることがあったりします。それは、1分単位で保険会社に報告することになっています。1分未満は切捨てですが、そういう形でやっていることもあります。なかなか1分単位では、計算が煩雑になってしまう面もあるかもしれませんが、そういう考え方もあるので、ちょっとどうなのかなと思って聞かせていただいた状況です。

学校教育課長) 30分単位で刻んでいる市町もございますし、1時間もございます。もともと、時給にしていない市町もまだ散見される状況で。市町によって、この対応は結構分かれております。そういう中で、1分こそにはいかないですが15分の市町がございましたので、できるだけ1分に近い形で設定はさせていただいているところでございます。

森 川 委 員) 分かりました。

学校教育課長) 今の森川委員のものをお聞きしますと、流れとして1分単位の、いわゆるタイムチャージの流れがあるので、今後、変わってくるかもしれませんので、状況も見ながら、今後はそういうことを頭に入れておきたいと思います。

河 盛 委 員) 専門部会の委員は、弁護士さんを想定されているのですか、そうでもないですか。

学校教育課長) 専門部会の構成は、まず弁護士の方は1名、必ず入っていただくのですが、加えて委員さんの中で特別委員が2名指名できる形になっておりまして、委員の中で弁護士の方がいいという話になって、今でしたら7名のうち3名が弁護士です。

河盛委員) 実際には、今は弁護士の先生が大体やっておられるということですか。

学校教育課長) 7名中3名が弁護士です。

教育長) 河盛委員が疑問に思っておられるのは、聞き取り調査などはほかの方か、弁護士さんのどちらが行っておられるのかということですか。

河盛委員) 聞き取りの中に専門的な、能力というか、ノウハウとか、うかつに聞き取ると、またそれがトラブルの芽になる可能性が当然あるわけで。

学校教育課長) 臨床心理、社会福祉士のほか、精神科医の方などがおられまして、その委員の中で、聞き取り相手に対して女性がいいとか、精神科医がいいか相談して行っていただいています。

河盛委員) 相手によって決める、それはそうですね。

極楽地委員) 日額の上限が8万円ですが、これは市の規程や日弁連の規程があるのでしょうか。

学校教育課長) 他市町では8万円や10万円の市町もありました。
加えて労基法上の上限8時間を考慮して8万円という設定で
ございます。

極楽地委員) 理解いたしました。
こちらの議案が、通った場合ですが、過去の対応について、
お支払いできるということによろしいでしょうか。

学校教育課長) 先ほど御説明の中にございました、令和4年9月20日に
諮問されておりまして、ここから、今は日額での対応ですが、
遡及するような形になります。

管理部長) この後の補正予算が出ておりますので、そこで承認いただ

いてからになります。お金については補正予算を別途上げてお
ります。

極楽地委員) 条例と補正予算ですね。

教育長) 条例と予算はセットになる。そうでないと、条例があつて
も、お金がないからできないということになります。

森川委員) 日弁連の重大事態調査に関するガイドラインの中には、委
員報酬以外に費用のことも多分書いてあると思います。いわゆる
実費ですね、調査に行ったときの交通費ですとか、郵便代あ
るいは録音をして反訳をしたときの反訳費用等、そういった実
費が発生した場合のことが書いてあり、それもお支払いを願
いしたいという書き方になっていると思います。

その辺りについては、今回は特に書いてないですが、その辺
りは別の方法で手当てされているのか、それとも特にされてい
ないのか、その辺りはどうでしょうか。

学校教育課長) 旅費だけは対応させていただいております。

森川委員) そうすると、特に録音して、反訳したりというところはど
んな感じですか。

学校教育課長) それも別で、委員の方から録音機を預かりまして、こちら
で、また別の業者に委託しまして、起こしております。

森川委員) 分かりました。

諮問が昨年9月20日にされていて、調査が大分進んだ段
階でこういう議案が提案されるという点が、ちょっとタイミン
グ的に遅いようにも思われますが、その辺りの御事情はいかが
でしょうか。

学校教育指導担当課長) この重大事態として扱った事案の内容については、回数は

少ないですが、御報告はさせてもらっていたと思います。御指摘のとおり、9月20日から調査をしていただいている中で、私としては、今の条例では日額でしかお支払いできないことが、本当に不具合があるという問題意識は持ってはありました。ただ、その条例を変えていかないといけないところで、担当としては何とかという思いがあって、相談もしていたつもりですが、やっぱり十分に動けていなくて、今日まで来てしまっていたところがあります。

本当に中日提案という形で、間際になって、市役所全体に御迷惑をおかけしているところは重々承知ですが、でも、やはり変えなければならないところで、日程の遅れなど、皆さんを巻き込んだ形にはなっているのですが、条例を変えなければならないところで進めていきたいと考えているところです。

教 育 長) 井岡部長のほうで、補足説明はありますか。

学校教育部長) 実態に変えなければいけないということは常に思っていました。ただ、実際最初は、調査の中身がどういう形で進むのか、何回持たなければいけないのか分からない状況で、そういうものも委員さんにも確認していたのですが、事案が進んでいく中で、どうなるか分からないと聞いていて、なかなかその辺の理屈が出てこないということがある中で、少し判断をするタイミングが遅れていった。

ただ、実際、実働を精査する中で、1月下旬から、かなりの聞き取りが増えてきた。そうなったときに、実際、現行条例と合わせたときに、齟齬が生じてくるなど。先ほども言いました

が、長時間勤務していただいています。もちろん聞き取りのあった後、会議をするとなったときに、それで、これまでの条例の中で決まっている金額をお支払いするのと、それは特殊な業務内容と時間に合っていないだろうというところがありまして。タイミングとしては遅くなったのですが、そういう実態が分かってきたところでの判断になってしまいました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

今回のことについて反省点を申し上げます。教育委員会は、いじめ問題に対して逃げない・隠さない・ごまかさないということで、徹底的にその実態であるとか、今後の方向性を、今回のように第三者に委ねたりして、対応してまいります。

調査にあたり、費用面で実態に伴わないことがある以上、スピード感をもって対応すべきだったと反省しています。

これからも頑張っていきますので、教育委員の皆さんにおかれましても、これはどうかということは、忌憚なく御指摘していただいて対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第23号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、日程第2、報告第16号「令和4年度教育委員会関

係補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

建築課長) <議案資料に基づき概略説明>

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森川委員) 基本的なところが分かっていないのですが、5ページで歳入という上の表の中で、国庫支出金、繰入金、市債と、大きく3つに分かれて項目があって、補正額をそれぞれ書いていて、この繰入金は、財政基金の取り崩しによるものですよ、350万円ですか。市債が借金になるかと思います。

この辺、例えば基金は多分まだ大分あるように思いますが、基金から全部取り崩して充てるとか、市債を一切しないとか、私も財政が分かっていないのですが、借金すると利息を払わないといけないとか、単純な話ですが、この辺の配分というか、基準みたいなものがあるって、こういう分配になっているのですか。

管理課長) 基本的に市債は、公共事業の中でも学校建設や公共施設建設などに伴う費用について市債を起すことができるという一般的なルールになっております。

これはなぜかといいますと、例えば学校でしたら、建設後50年、60年はその学校を使い続けることになりますので、短期間に多額の費用を負担するのではなく、長期間にわたって、みんなで公平に費用を負担しましょうということで、市債を発行するというので、それを何十年かにわたって返還し、平準化していく仕組みのものになります。

森川委員) 分かりました。

教育長) 「財政基金取りくずし追加」はどういうことですか。

管理課長) 全体の事業費の中から、まず補助金が幾ら得られるのか、そして、その残額に対して、市債も全額丸々借入れができるものではないので、起債できた金額からさらに残ったものについては、基金の取り崩しを行うとか、一般財源から充てる場合もございます。今回の場合は、基金を取り崩されたと理解しております。

教育長) よろしいですか。

森川委員) はい、結構です。

極楽地委員) 学校建設費についてお伺いしたいです。2018年、今から4年ぐらい前に、朝日ヶ丘小学校と山手小学校で雨漏りなどが多発しておりまして、その当時にお聞きした情報ですが、山手小学校では2022年度防水改修工事、朝日ヶ丘小学校が2021年度に防水などの工事を行う予定とお伺いしたのですが、今回、令和5年度に予定していたということで、予定が変更になって、今回、国から補助が出るということで、前倒して令和4年度に工事をすると、計画からいろいろ国からの補助もあり、今年度対応されるという認識でよろしいでしょうか。

建築課長) 学校の工事については、今おっしゃっていただいたように、我々の中で一定のスケジュールといえますか、どのタイミングでこういった工事をしていこうというのは、ベースとして考え方は持っております。ただ、そのときそのときの財政状況等で、その年度に必ずしも実施できると約束されたものにはなりませんので、そういったことについては、毎年度予

算要求もして、やっていくことになってまいります。

そういったスケジュールは持ちつつも、なかなかその予定の年度に実施ができなくて、1年、2年ずれているのが現状にはなります。

今回、国から前倒しで、補助金の補正で、国の予算が確保でき、募集がありましたので、応募することによって、補助金もしっかりつけていただける判断ができましたので、令和4年度、実際には令和5年度実施にはなりますが、令和4年度予算としてしっかり予算を確保して、令和5年度に工事をしたいということで手続を取ったものでございます。

極楽地委員) 当時から中期・長期的に学校の設備について計画されているのだなということで、保護者としては安心した思いがありました。今の御説明を聞きまして、今後、市内の幼・小・中、学校設備について計画されているということで、引き続き、よろしく願いいたします。

同じく4年ほど前に、朝日ヶ丘小学校が、2032年ぐらいに建て替えを予定と聞いていたのですが、今回、大きな防水等もされるので、その状況を見ながら検討をされるということでよろしいでしょうか。

建築課長) はい。以前は60年、その建物を建ててから使いましようという考え方がございました。今はもう少し長く大事に使いましようということで、80年というスパンを考えております。

2032年がどちらの計画に乗っかっているものか、今、手元に資料がないので分かりませんが、そういった考え方で、

建物の寿命をそろそろ迎えるなというときに建て替えるのか、
どうするのか、もうちょっと使い続けるのかという判断をし
ていくことになるので、そういったお話が当時、担当からあ
ったということだとは思いますが。

今回、朝日ヶ丘小学校については既に、先ほど委員がおっし
やっていたように、実際雨漏りが発生している状況も
ありますので、それまで待っているわけにもいきませんので、
補修工事、改修工事は進めていくことになります。

建て替えていくのかどうするのか、もう少し先の判断になり
ますので、今どうするという、決定事項として何かしら考え
を持っている状況ではございません。

極楽地委員) ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第16号「令和4年度教育委員会関係補正予
算について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い
たします。

＜非公開審議 終了＞

教 育 長) 閉会宣言